

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告及び 金融商品取引業の廃止の公告

当社は、必要な許認可等の取得を条件として、令和四年四月一日を効力発生日として、H S B C証券準備株式会社（住所 東京都中央区日本橋三丁目十一番一号）に対して、当社の事業の全部を譲渡することといたしました。

また、当社は、上記事業譲渡の効力発生日をもって第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。なお、H S B C証券準備株式会社はその名称を、令和四年四月一日付でH S B C証券株式会社と変更する予定です。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和四年二月二十八日

東京都中央区日本橋三丁目十一番一号

エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド

（H S B C証券会社東京支店）

日本における代表者 永原 千華子